

IV. 緑地の保全及び緑化推進のための施策

本章では、基本方針に基づき、緑の保全や緑化の推進に向けての具体的な施策・取り組みを定めます。

また、重点的に緑地の保全や緑化の推進に取り組む地区として緑化推進地区を設定して、地区整備のイメージを示しています。

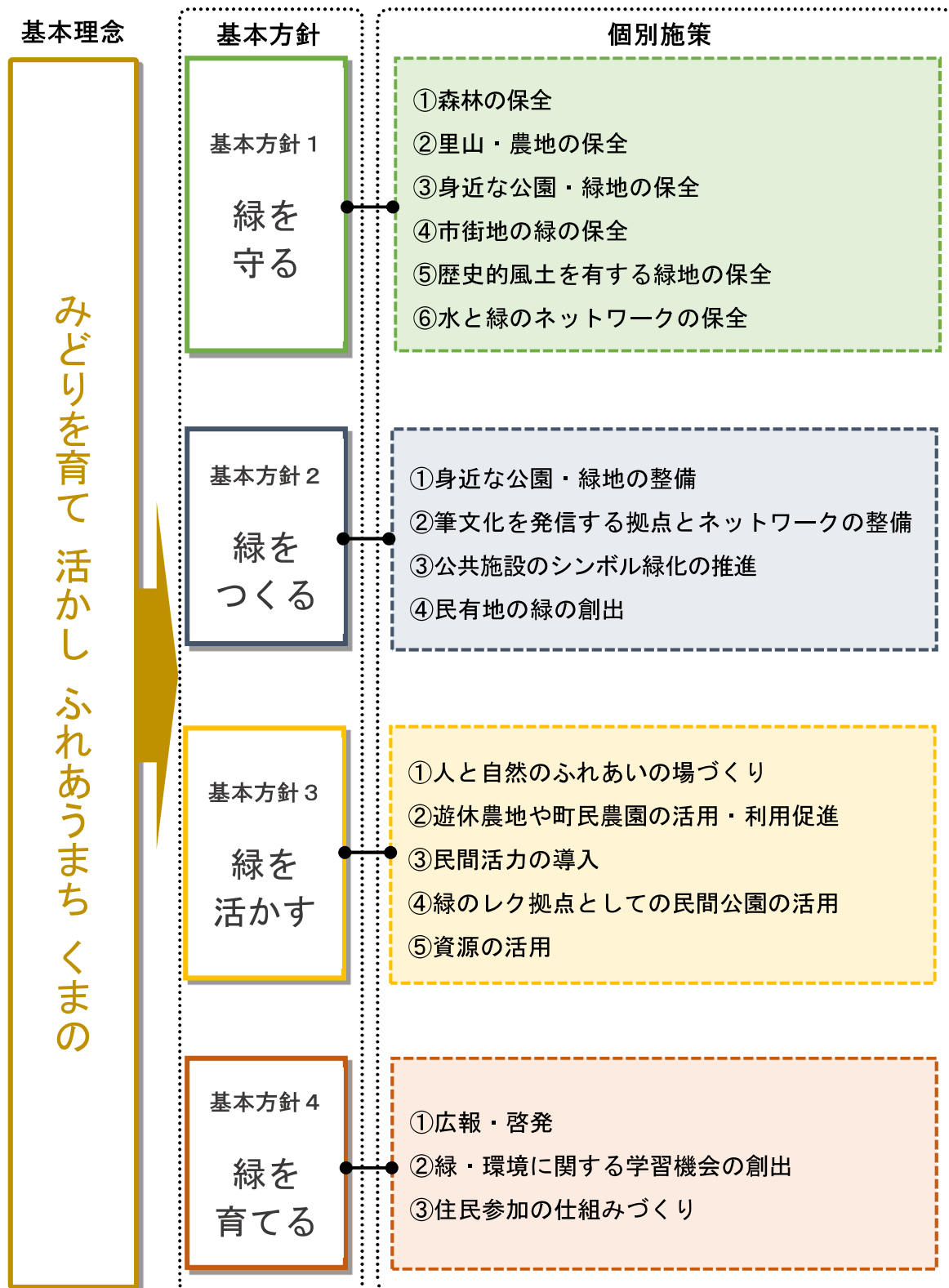
1. 施策の体系

2. 施策の内容

3. 緑化推進地区における施策展開

1. 施策の体系

緑の将来像の実現に向け、以下の施策を実施していきます。



2. 施策の内容

基本方針に基づき、具体的な取組として以下の施策を実施します。

【基本方針 1 緑を守る】に関する施策

個別施策① 森林の保全



良好な自然環境を有しランドマークとなっている城山

具体的な取組

- 保安林区域・地域森林計画対象民有林（森林法）の指定継続
- 砂防指定地（砂防法）の指定継続

森林は、良好な自然環境の保全及び形成、土地の保全や水資源の涵養^{かんよう}に寄与しているほか、森林が根系を張り巡らすことによって土砂の崩壊を防ぐ土砂災害防止機能も備えています。

現在、保安林区域は約 656ha 指定されており、今後ともこの指定の継続を図ります。

また、その他の森林についても、地域森林計画に基づき、森林の有する様々な機能を維持するため、現状の継続に努めます。

さらに、砂防指定地として指定された約 173ha の土地は、治水上砂防のために支障のある行為を防止する観点から竹木の伐採や土石・砂れきの採取等、一定の行為に制限がなされます。平成 30 年 7 月豪雨のような甚大な災害を未然に防止するため、今後ともこの指定の継続を図ります。

個別施策② 里山・農地の保全



初神・新宮地域

具体的な取組

- 農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律）の指定継続
- 町民農園の保全（有害鳥獣対策等）
- 都市農地の保全

盆地に形成された市街地と、その周辺から裾野にかけての農業地域を中心に発展している熊野町は、市街地から行政区域に広がる豊かな里山や農地等が個性ある風致景観を備え、うるおい豊かな都市環境を構成し、さらには災害を防止するなど多様な機能を果たしており、これらの積極的な保全・整備が必要とされています。

そのため、市街地を除く農地の多くは、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域に指定されており、その継続により計画的な保全に努めます。

特に、初神・新宮地域については、農業生産の場として、また昔ながらの良好な田園景観の維持・増進を図るため、周辺の自然緑地と一体的に今後とも保全に努めます。

また、都市農地についても、農産物の生産・供給機能、防災機能、良好な景観形成、生物多様性の保全、レクリエーション機能など、多面的な機能があることで、宅地化すべきものから市街地にあるべきものとして見直されています。しかしながら、農地転用によるミニ開発などが乱発することにより、地区の保水機能が低下し、洪水・内水被害の拡大が懸念されています。今後も都市農地の機能を適切かつ十分に発揮させるため、営農環境の維持及びその保全を図ります。

個別施策③ 身近な公園・緑地の保全



中央ふれあい公園

具体的な取組

- 公園報奨金制度の普及促進
- 公園施設の計画的な点検・管理・更新

身近な公園・緑地では、公園報奨金制度の普及促進を図り、住民参画による活用・管理の仕組みを定着させることで、個々の公園・緑地の質の向上を図ります。

また、公園施設の老朽化対策として、計画的な維持補修を行いライフサイクルコストの低減を図るとともに、将来にわたって安全で安心な公園の機能を確保するため、公園施設の点検・管理及び更新計画を定める長寿命化計画の策定を推進します。

個別施策④ 市街地の緑の保全



石神緑地



防主山緑地

具体的な取組

- 都市緑地の保全
- 緑地協定の締結の促進

市街地内に点在する自然環境良好な島状緑地や、水辺地と一体となる自然緑地、さらには河畔緑地などを都市緑地として位置づけ、良好な市街地環境や都市景観の向上に資する緑地の保全に努めます。

小学校、高等学校や町民グラウンドが立地する川角地区などにおいては、緑豊かな市街地環境の維持増進や文教地区としての住環境の育成を図るため、緑地協定の締結を積極的に誘導します。

工場や事業所における緑は、周辺地域の緩衝緑地として、また良好な市街地環境を維持する上でも、重要な役割を果たすことが期待されています。今後、工業地として計画的な市街地形成を図る地区については、良好な環境を確保するため、関係者の理解を得ながら、緑を保全・育成する緑地協定の締結を積極的に促進します。

個別施策⑤ 歴史的風土を有する緑地の保全



光教坊のイチヨウ



光教坊のモッコク

具体的な取組

- 保存樹・保存樹林（都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律）の指定継続
- 社寺境内地や天然記念物の保全

市街地に隣接する斜面緑地や市街地に^{くまび}楔状に入り込む緑地のうち、自然環境が特に良好な地区や歴史的資源を有する地区や、歴史的風土を有する土岐ノ城山一帯の自然緑地、町域内でも高い植生自然度となっているアラカシ群落を有する熊野東中学校後背地の緑地については、市街地の風致を維持するため、新たな保全・活用策を検討します。

さらに、地域における自然的景観等に寄与している良好な樹林地、屋敷林や生垣並びに巨樹等については、今後とも保存を図る必要があり、保存樹・保存樹林の指定を検討します。

個別施策⑥ 水と緑のネットワークの保全



二河川（呉地公園周辺）

具体的な取組

- 河川区域（河川法）の指定継続
- 生物多様性に配慮した公共施設整備手法の検討
- グリーンインフラの導入促進

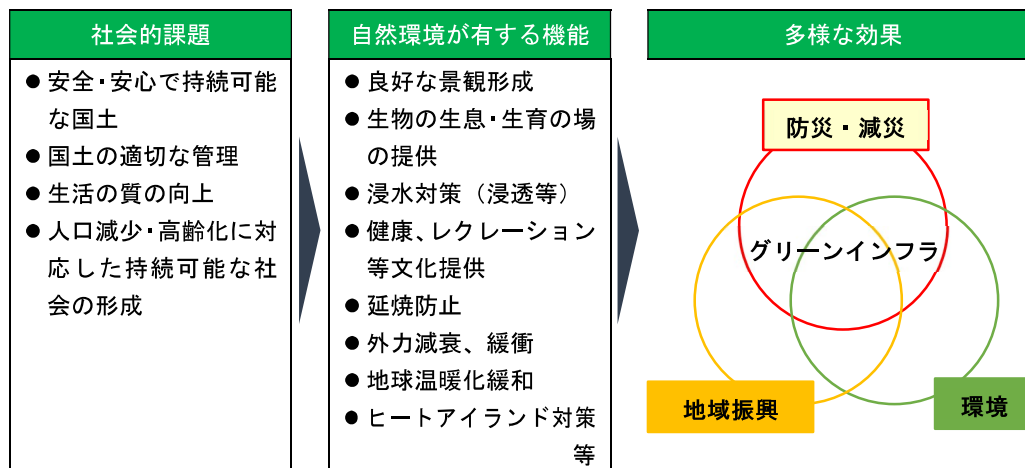
河川の役割は、治水や利水だけではなく、市街地では、まとまった自然が存在する貴重なオープンスペースであり、景観形成上重要な要素となっています。

特に、町域の中央部を貫流する熊野川や二河川は、風の通り道として市街地気候調節機能を有し、同時に多様な生物の生息空間ともなっています。これらのことを認識し、治水や利水を基調にし、河川沿いの自然緑地については河畔の森として整備するなど、自然環境の保全、人と自然とのふれあいの場、動植物等の移動空間として位置づけ、水の軸となるよう河川管理に努めます。

また、地球温暖化に伴う気候変動や、災害の頻発化・激甚化などの状況をふまえて、今後の災害復旧や公共施設整備に際しては、生物多様性に配慮した手法やグリーンインフラの導入について検討します。

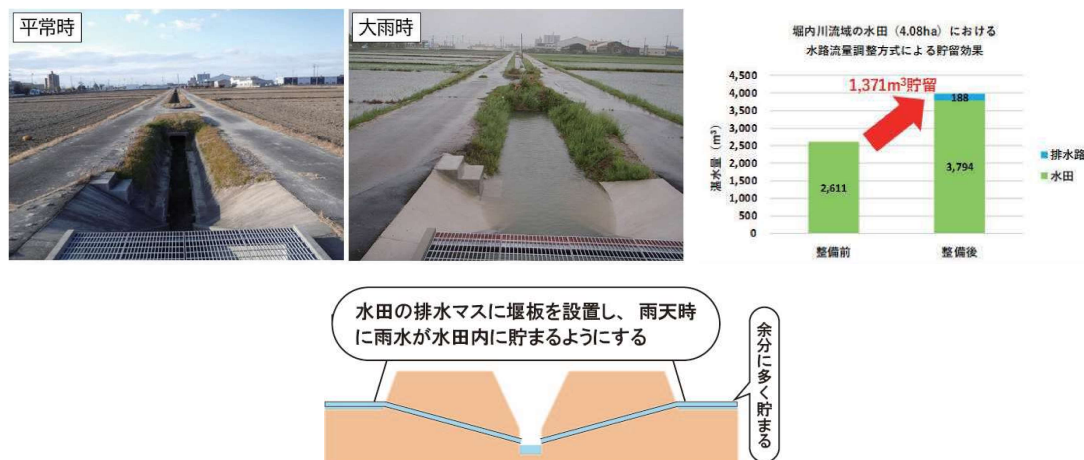
◆グリーンインフラ（GI）

「グリーンインフラ（GI）」とは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるものです。米国で発案された社会資本整備手法で、自然環境が有する多様な機能をインフラ整備に活用するという考え方を基本として、近年欧米を中心に取組が進められています。



事例紹介 | 公民連携による水田貯留事業の推進（愛知県安城市）

- 一級・二級河川の計画降雨を超える大雨による浸水被害の軽減を図るため、市域の約4割を占める農地を活かした水田貯留を推進している。
- 浸水リスクの高い地域の上流において、農地の地権者・耕作者の同意を得た上で、水田貯留施設の整備を行い、大雨時に通常の湛水より余分に雨水を貯留することができ、下流の浸水被害の軽減に寄与している。
- 水田貯留施設の日常的な維持管理は、地元町内会や耕作者の協力を得ている。



出典) 国土交通省 令和2年度グリーンインフラ大賞 優秀賞受賞事例

【基本方針２ 緑をつくる】に関する施策

個別施策① 身近な公園・緑地の整備



川角大原地区街区公園（仮称）の整備予定地



深原地区公園

具体的な取組

- ミニ防災拠点機能に配慮した街区公園の整備
- ユニバーサル・バリアフリーデザインに配慮した公園整備

都市基幹公園は、生活圏が重複する近隣市町の総合公園等の整備状況を考慮し、近隣市町とのアクセスの強化等によって、町民のレクリエーションの場の確保を図ります。

住区基幹公園は、住区における公園・緑地等の充足状況や市街化の進展状況を考慮し、住民へのサービスが充分図られるよう、学校及び広場・グラウンド等の代替施設緑地も考慮に入れながら、適正な配置を目指します。

また、公園の整備に際しては、ユニバーサル・バリアフリーデザインに配慮したものとするとともに、町の花・木である「梅」をテーマにしたものや、ワークショップ等による地域主体の計画・運営を図るなど、地域の特性に応じた身近な公園の創造・育成に努めます。

■街区公園

街区公園は、最も身近な公園として、日除け地を備えた休憩場所や健康増進の場となるよう計画的に整備します。

特に、防災上の不安が高い古くからの市街地での公園の確保が遅れていることから、きょうあい狭隘道路が数多く存在する市街地を中心に、ミニ防災拠点機能に配慮した街区公園の整備に努めます。

また、中心市街地活性化基本計画などにより、計画されている公園の整備を進め早期開設を図ります。なお、街区公園は、地域住民を主体とした維持管理や地域を特徴づける緑化への展開を目指します。

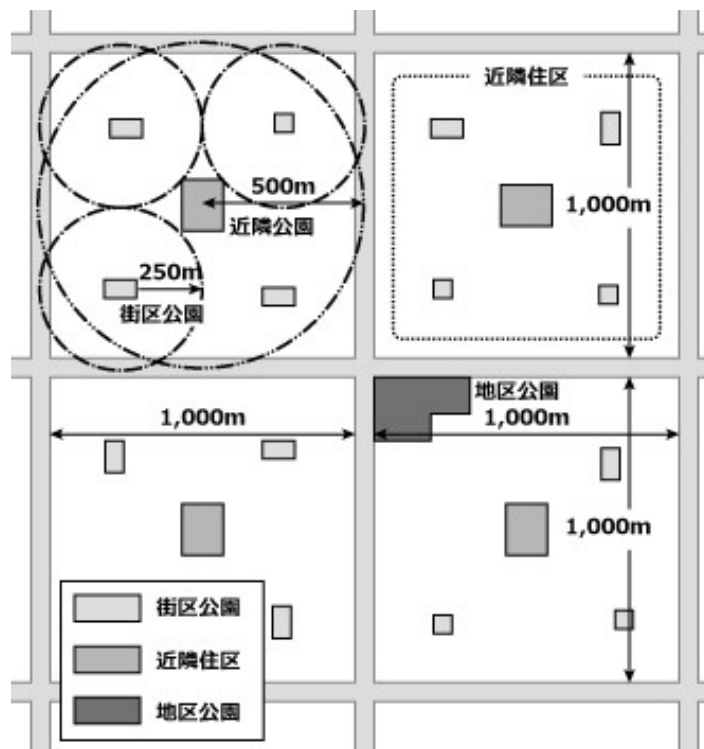
■近隣公園

近隣公園は、地域住民の活動拠点・コミュニティ拠点となるよう計画的に整備を検討します。

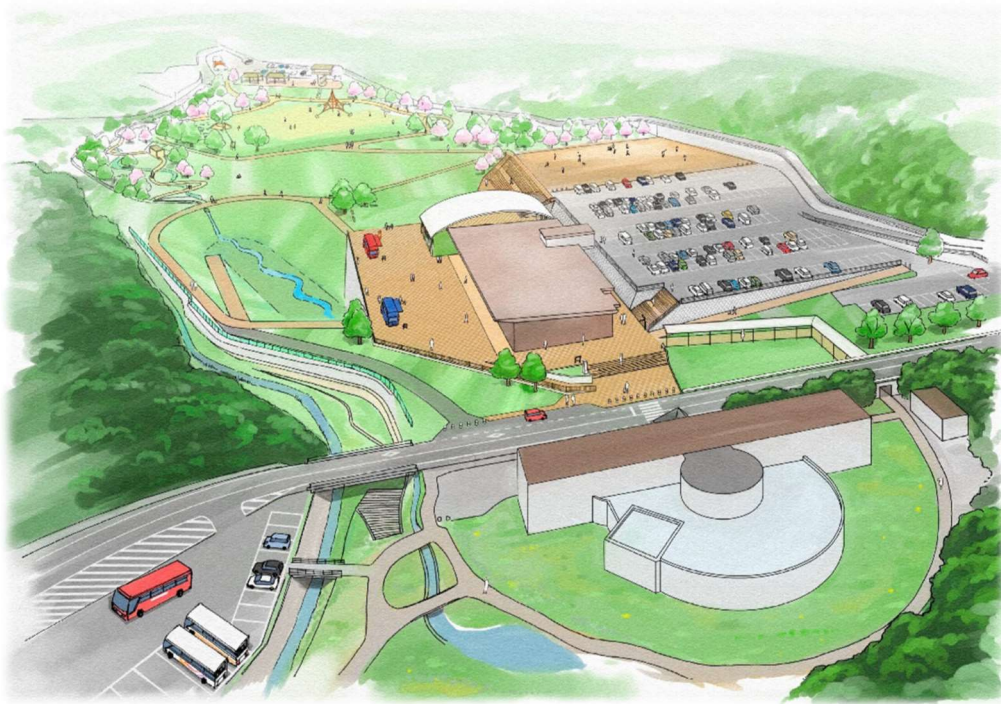
■地区公園

地区公園については、町民が身近にスポーツレクリエーションや野外活動に親しめる公園として整備された深原地区公園に引き続き、熊野町の特徴を活かした公園として町発展の礎となっている筆をテーマにした公園を筆の里工房と一体的に整備します。

図：住区基幹公園の標準的な配置基準（参考）



個別施策② 筆文化を発信する拠点とネットワークの整備



筆の里工房周辺整備事業の鳥瞰図

具体的な取組

- 筆の里工房周辺の公園整備
- 筆の軸エリアにおけるポケットパーク・広場の創出
- 民有地における生垣・植栽等の推進

日本一の生産量を誇る「筆の都」として、食・自然・人などの地域資源を活用しつつ、地域経済の活性化を促進するため、筆の里工房周辺一帯において、里山空間を体験できるような空間や、広い芝生広場、子どもの遊び空間のほか、農産物の産直市場やアンテナショップ等を兼ね備えた公園施設を整備します。

本町では、平成 29（2017）年より東京都豊島区と文化交流・連携を進めており、令和 2（2020）年 10 月にはソメイヨシノを寄贈していただきました。本町の緑の核として「桜の回廊」などの整備を推進します。

さらに、拠点整備を契機として中心市街地へと続く「筆の軸」を形成し、歩きたくなるまちなかを創出するため、ポケットパークや広場の整備、民有地における生垣や植栽等を推進します。

個別施策③ 公共施設のシンボル緑化の推進



県道矢野安浦線の道路緑化状況



市街地景観を特徴づけるモニュメント

具体的な取組

- 小規模公園への接道緑化
- 整備予定の公園・道路等の適正な緑地確保
- 学校・グラウンド・体育館等の公共公益施設の緑化
- 主要交差点におけるシンボル緑化

■公園・緑地

公園・緑地の緑化は、街区公園及び都市緑地を中心に整備が行われているものの、小規模公園を主体とするその他の公園は、緑化スペースも少ないことなどからその対応が遅れています。

また、宅地開発に伴う公園・緑地が各地に分布していますが、都市公園であるその他の公園と同様緑地量は少ないものとなっており、身近に触れあえる公園への緑化が必要とされています。これらのことに留意して、公園・緑地の整備方針を次のとおりとします。

- 小規模公園への緑化は、緑視に重点をおいた接道緑化を中心として推進します。
- 利用者からのアイデア募集や、維持管理活動を促進するなどの支援体制の発足等を検討します。

■道路

道路の緑である街路樹や、街路樹の足回りの緑化並びにモニュメント等の設置は、歩行者等への快適性の確保や、特徴的な市街地景観の形成等に重要な役割を果たすものであり、市街地における緑の拠点をつなぐ重要な緑の軸となります。

この観点から、一般県道において街路樹やモニュメント等の整備が行われているもの

の、拡幅整備された道路区間が少ないため、うるおいのある緑の軸とはなっていないのが現状です。これらのことに留意して、道路緑化の整備方針を次のとおりとします。

- 都市計画道路や県道等の未整備の主要幹線道路の整備を促進し、整備に際しては魅力ある道路景観を創出するため、残地空間等を活用した緑化に努めます。
- 町道については、地元との調整も踏まえながら、街路樹の植栽、低木や花壇等の組み合わせ等の工夫を図り、緑の連続性が確保できるよう配慮します。
- 密集市街地内の生活道路は、沿道住民等の協力を得ながら、民有地の緑の活用や緑化（接道緑化や小規模空間への辻広場の設置等）に努めます。
- 熊野町のイメージアップを図るため、主要交差点でのモニュメントやシンボルツリーの設置、緑陰効果のある溜まり空間の創出等によるシンボル緑化を継続して進めます。

■その他の公共公益施設



熊野町郷土館

公共公益施設の緑化については、学校緑化等を中心に進められているものの、中心市街地においては敷地確保が困難なことから、充分なうるおい空間とはなっていない状況にあります。

このため、公共公益施設は不特定多数の人達が利用する施設であることに留意し、市街地における緑の拠点や地域のシンボルとなるように位置づけ、緑化の整備方針を次のとおりとします。

- 中心市街地に位置する公共公益施設においては、緑視に重点をおいた接道緑化を促進します。
- 地域のシンボル緑化が可能な小中学校、町民グラウンド・体育館等については、地域の緑の拠点として位置づけ、特徴的な樹木やシンボルツリーの設置など、質・量ともに良好な緑化を推進します。

個別施策④ 民有地の緑の創出



民有地の緑化の例

具体的な取組

- 地区計画、市民緑地認定制度等を活用したゆとりある住宅地の形成
- 緑地協定等による工業地の緑化

魅力ある都市空間を創出するためには、公共施設の緑化だけでなく民有地の緑の創出を図ることによって、緑の量的確保及びネットワークの形成を図る必要があります。

そのため、新たに整備される住宅団地や民間施設においては、緑地協定の導入や壁面・屋上緑化の推進等による緑の創出を図ります。

また、家の地先に花木を植えるなどの地区単位の取組は、地域に彩りを創出するだけでなく、地域コミュニティの活性化にも寄与するなど、様々な効果があることから、取組の推進を図ります。

■地区計画や市民緑地認定制度等を活用したゆとりある住宅地の形成

狭隘道路が数多く存在する住宅地においては、地区計画等によって壁面線の指定を行うことで、道路と建物の間にゆとりを生み出し、居住環境の改善を図ります。

また、防災上の不安が高い古くからの市街地をはじめ、緑地やオープンスペースが不足する地域においては、市民緑地認定制度を活用し、空き地等の民有地を地域の利用に供する空間としての整備促進を図ります。

■緑地協定等による工業地の緑化

工場・事業所等においては、周辺的生活環境の保全や快適な労働環境を創出するため、外周部の緑地帯の設置や接道部の緑化を進めるなど、人々に親しまれる工場・事業所づくりを促進していきます。

特に、計画的に整備される工業団地については、自主的に緑にあふれた良好な環境を維持・育成するため、樹木の種類や植える場所などの緑のまちづくりを行なう緑地協定制度の活用を呼びかけ、その締結を促進していきます。

また、一般市街地においても、樹木や緑地の保存、並びに緑や水辺を積極的に取り入れ、良好な市街地環境の育成を目指すよう制度の活用を働きかけていきます。

【基本方針3 緑を活かす】に関する施策

個別施策① 人と自然のふれあいの場づくり



町民参加による里山づくりの例（森づくり事業）

具体的な取組

- 里親制度等を活用した官民連携による里山づくり
- 自然緑地の散策路づくり

市街地周辺に点在する史跡・文化財の保全機能を有する緑地や風土特性を有する重要な緑地の保全を前提として、自然との共生や保全型の整備によるレクリエーション地を土岐城山及び呉地ダム周辺に位置づけ、緑の拠点としての活用を図ります。

そのため、町民参加による里山づくり（地域住民による身近な山林・樹林地（里山）の伐採・下刈等の手入れや観察など、この活動を通じて里山の保全運動を行なう制度）など、地域の協力を得ながら緑の保全制度の検討に努めます。

さらに、地域団体や周辺市町と連携しながら、安芸アルプスや三石山等における自然緑地の散策路づくりを推進します。

■ ゆるぎ観音周辺における住民主体による遊歩道整備

本町西部の丘陵地に鎮座するゆるぎ観音周辺では、平成30年7月豪雨後の災害復旧事業に併せて、住民主体による遊歩道整備や維持管理・活用が行われています。



個別施策② 遊休農地や町民農園の活用・利用促進



JA 安芸アグリパーク呉地菜園



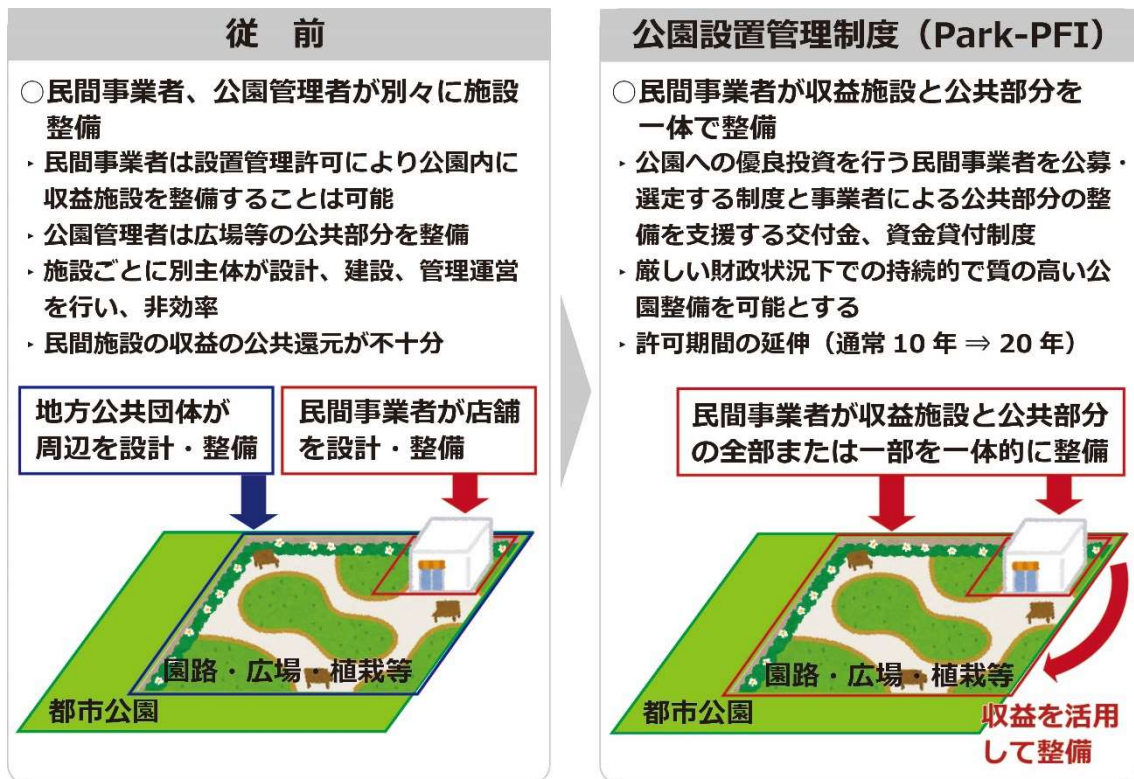
JA 安芸アグリパーク神田菜園

具体的な取組

- 町民農園の活用促進
- 有害鳥獣対策

町内に2箇所整備された町民農園や市街化区域内農地をはじめとする都市農地において、有害鳥獣対策等を促進し、都市農業の推進を図ります。

個別施策③ 民間活力の導入



公園設置管理制度（Park-PFI）の特徴

具体的な取組

- 公園設置管理制度（Park-PFI）の導入
- 官民連携によるイベント開催

公園設置管理制度（Park-PFI）は、平成 29（2017）年から新たに導入された制度です。都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置または管理を行う民間事業者を、公募により選定するものであり、民間事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件とし、選定された民間事業者には都市公園法の特例措置が適用されるものです。今後の公園整備にあたっては、本制度や民間活力の導入に寄与する手法を検討し、公園の質や利用者の利便性の向上を図っていきます。

また、公共施設の指定管理者や地域と連携しながら、各種イベントの開催を促進します。

■ 深原地区公園における民間主導のイベント開催

本町北東部に位置する深原地区公園では、指定管理者や地域の主催により、桜の植樹祭やキッズフェスタなど、季節に合わせた様々なイベントが開催されています。



個別施策④ 緑のレク拠点としての民間公園の活用



民間公園

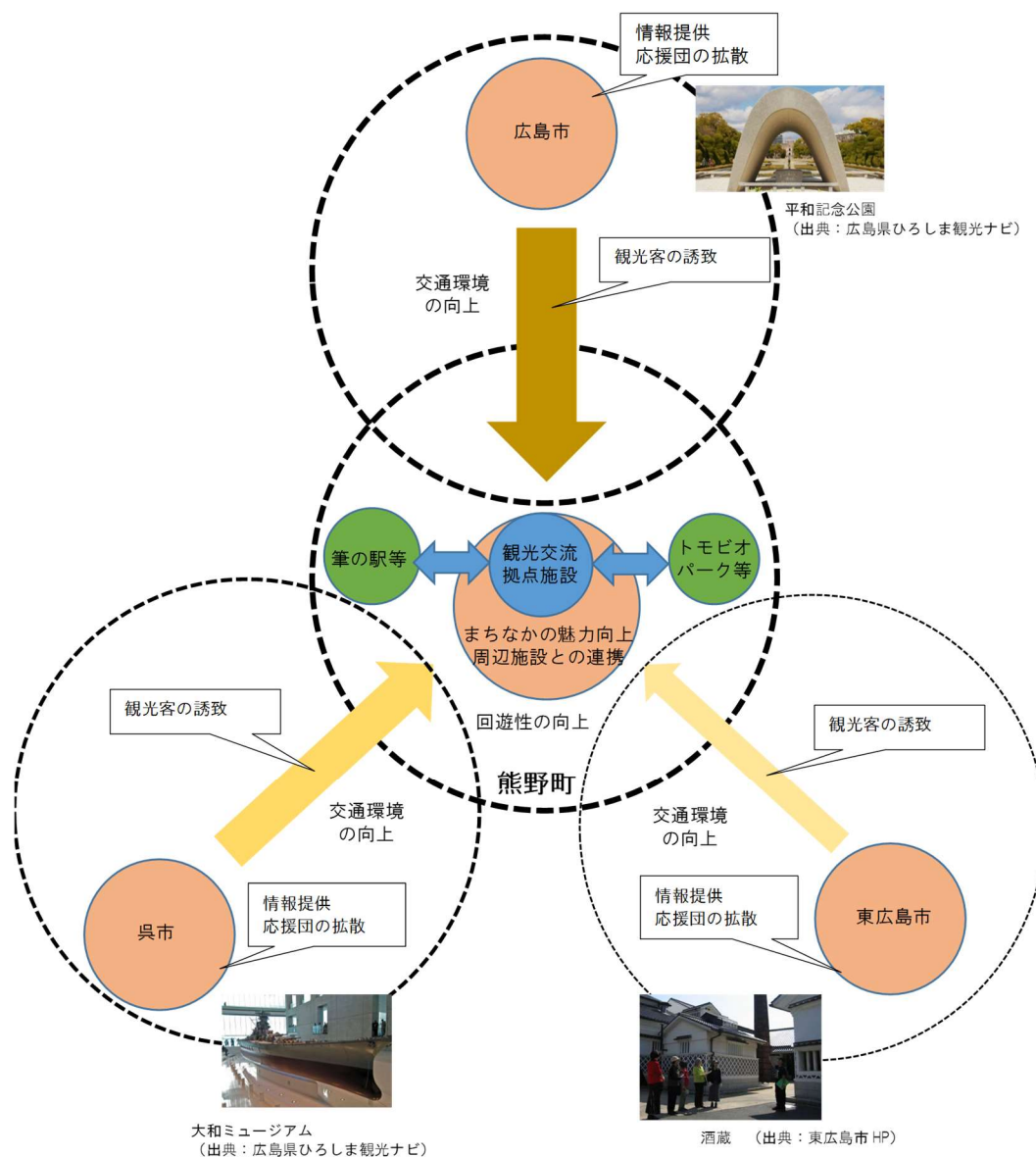


民間サッカーグラウンド

具体的な取組

- 民間施設緑地の確保と緑化推進

町内に整備された民間施設緑地として、市街地に近接して整備されているゴルフ練習場やバッティングセンター、サッカーグラウンド、民間公園等を位置づけ、関係者の協力を得て、現状の継続や緑化の拡大に努めます。特に、民間公園との連携強化により、観光交流の促進を図ります。



出典) 熊野町観光交流拠点整備構想計画書 (平成 29 年 3 月)

個別施策⑤ 資源の活用

具体的な取組

● 剪定枝や落ち葉等の資源化

町内で発生する剪定枝や落ち葉等のリサイクル、バイオマス資源等への活用を促進することで、循環型社会の形成を推進します。

【基本方針4 緑を育てる】に関する施策

個別施策① 広報・啓発

くまのハーブ日記特設ページ

シェア Tweet 印刷する



このページは、ハーブを熊野町の特産とするため、ハーブを楽しむ仲間を育てるべく、町内で育てたり、料理などに使ったハーブの様子（ハーブ日記）を広く募集し、投稿してもらった内容を随時掲載しています。

ハーブ日記の最新の投稿

投稿されたみなさまからのハーブ日記を紹介しています！

過去のハーブ日記の投稿については、ページ下部の『過去のハーブ日記』からご覧ください。

■バジルをのせただけおしゃれに(12/5投稿)

【ニックネーム】はるきち

【ハーブ】バジル

【コメント】

寒くなってきましたね。

ハーブ達が無事冬を越せるか心配です。

夏が過ぎて枯れたかと思っていたバジルから、

また葉が出てきました！

子供達と一緒に作った、ミートソースパゲッティにのせてみたら、ちょっとオシャレなランチになりました♪



■レモンバームのバーム(12/2投稿)

緑に関する情報サイトの例（くまのハーブ日記）

具体的な取組

- 緑に関する情報サイトの創設
- 環境保全ガイドラインづくり
- 環境管理に向けたマニュアル作成・体制づくり

公園・緑地や町民農園等の案内サイト等を作成し、町内の公園・緑地、町民農園等の情報を発信することで、町民や来街者による公園利用を促します。

また、公園・緑地等を活用した祭り・イベントの開催情報や、町の象徴的な緑の情報、緑のまちづくりに関する取組について、広報誌やホームページ等で発信していきます。

さらに、地域社会のあらゆる構成員が環境保全に取り組み、生活や生産が持続可能で、自然生態系が健全に保全されている環境の創造をめざし、環境保全施策を推進するためのガイドラインづくりや環境管理に向けたマニュアル作成と体制づくりを推進します。

個別施策② 緑・環境に関する学習機会の創出



農業祭



熊野町 水稻・やさい作り勉強会の様子

具体的な取組

- 緑化講習会の開催
- 学校や生涯学習の場における環境教育プログラムの導入

家庭菜園の始め方や園芸植物の育て方などについて、生涯学習の一環として町民向けに講習会を開催し、緑化活動についてのPR、町民の緑化意識の醸成を図ります。

また、学校や家庭での環境学習を推進するとともに、関係機関の協力を得ながら、排出されたごみの資源化率を高めます。

個別施策③ 住民参加の仕組みづくり



深原地区公園における住民参加

具体的な取組

- 公園の活性化に関する協議会等の設置
- エリアマネジメント団体の育成
- 植樹祭・育樹祭の開催
- オープンガーデンの開催

公園の質の向上・利用促進のため、町民や行政、学識経験者等からなる協議会を設置し、にぎわい創出に向けたイベントや公園の活性化、子どもからお年寄りまで誰もが安心して利用できる公園の在り方等について検討していきます。

そして、近年のまちづくりへの住民参加意識の高まりや人口減少社会における維持管理・運営（マネジメント）の視点の重要性などを踏まえて、エリアマネジメント団体の育成を図ります。

さらに、公園・緑地や道路、河川等の公共施設緑地において、植樹祭・育樹祭等を開催することで、愛着のある公園・緑地の形成を図ります。

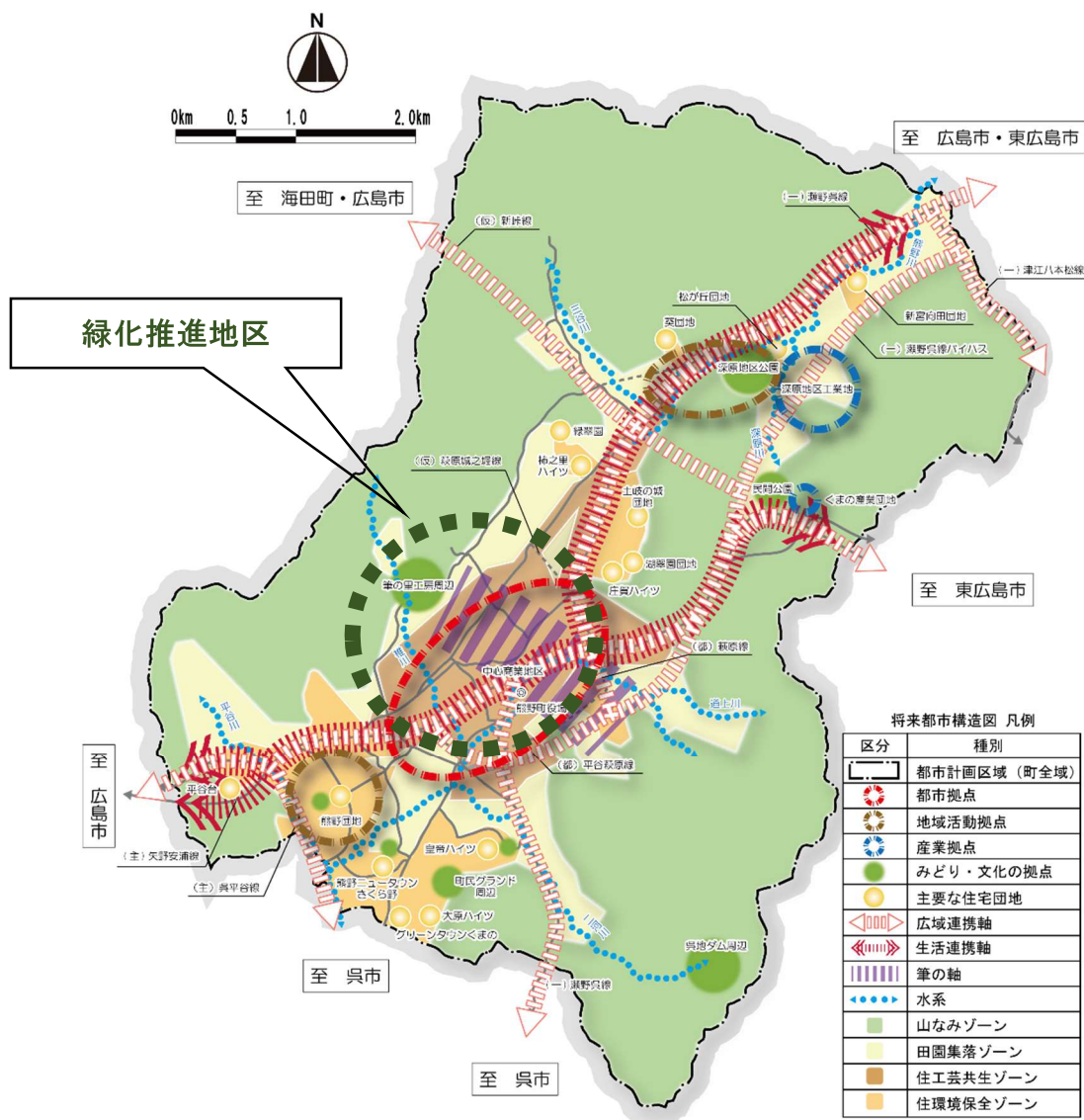
また、ガーデニングや盆栽等の趣味の場である庭を開放するオープンガーデンを開催することで、地域の活性化を図ります。

3. 緑化推進地区における施策展開

緑地の保全及び緑化推進を重点的に実施する地区として、緑化推進地区を設定し、推進方策及び将来イメージについて検討します。

緑化推進地区は、今後関係機関との調整や住民等の理解を深めながら、緑のまちづくりの具体的な方向性を明確にし、諸条件が整理され、実現可能な対応が求められる段階で「緑化重点地区」の設定を行い、官民が連携して緑化施策を集中的に実施していくことを想定しています。

本計画では、本町の中心部で、第6次熊野町総合計画において、都市拠点及び観光交流拠点に位置付けられ、緑の将来像において「筆の軸」の位置づけがある中心市街地一体のエリア（下記）を緑化推進地区として設定します。



出典：第6次熊野町総合計画「将来都市構造図」

1) 緑化推進の方針

○都市拠点、観光交流拠点にふさわしい緑化を推進

当該緑化推進地区は、町役場や町民会館、図書館等の公共施設や小中学校等の文教施設、中溝商店街、矢野安浦線沿いの商業・業務集積など、都市拠点としての機能を持つ地域です。また、筆の里工房は周辺と合わせて観光交流拠点としての役割を担っており、町内外から多くの来訪者を受け入れる場となっています。

今後も都市拠点、観光交流拠点にふさわしい緑化を推進することによって、拠点としての機能維持・強化を図ります。

緑化推進の方針	・市街地の緑化 ・筆の里を核とした緑地の拡充 ・公共・公益施設の緑化
---------	--

○地域の歴史的・自然的資源との共生

当該緑化推進地区には、榊山神社の社叢をはじめとする社寺林等の地区のシンボリックな様相を呈している緑や、街道沿いにおける熊野筆の文化や昔ながらの面影を残している町並み景観があります。また、筆の里工房北側の山林や市街地内を流れる椎川、道上川などの河川やため池など、良好な自然的資源にも恵まれています。

これらの歴史的・自然的資源との共生を図ることによって、魅力ある中心市街地を形成していきます。

緑化推進の方針	・河川、山林の保全とふれあいの場づくり ・旧市街地を特徴づける寺社林等の保存
---------	---

○筆の軸の形成・育成

筆の里工房、榊山神社、中溝商店街、郷土館、町民会館及び役場庁舎など、町民の生活や文化を連結した軸として「筆の軸」を設定し、今後この軸を中心に筆をモチーフとした新たな施設や街路の整備を推進し、筆を再認識できるまちづくりを展開します。

高台に位置する筆の里工房からまちを見下ろした時に、水と緑のネットワークで形成された「筆の軸」が視認され、まちを歩く人々には筆の軸沿いに連なる緑を体感できるようなヒューマンスケールな空間づくりを目指します。

緑化推進の方針	・中小工場等事業所の敷地緑化 ・水と緑のネットワーク形成 ・市街地の緑化 ・筆の里を核とした緑地の拡充 ・公共・公益施設の緑化 ・河川、山林の保全とふれあいの場づくり ・旧市街地を特徴づける寺社林等の保存
---------	--

2) 緑化推進施策

○都市拠点、観光交流拠点にふさわしい緑化を推進

緑化推進の方針	緑化推進施策
市街地の緑化	・ポケットパークの整備 ・緑地協定等による民地の緑化推進、生け垣の整備
筆の里を核とした緑地の拡充	・筆の里工房周辺の公園整備 ・筆の里を核とした交流イベント、産直市等の開催
公共・公益施設の緑化	・役場、中央ふれあい館等の敷地の緑化 ・小中学校での緑のカーテン整備

○地域の歴史的・自然的資源との共生

緑化推進の方針	緑化推進施策
河川、山林の保全とふれあいの場づくり	・自然探索路(遊歩道)の整備と里親制度等を活用した維持、保全及び活用促進 ・眺望広場の整備と里親制度等を活用した維持、保全及び活用促進 ・親水空間の整備と里親制度等を活用した維持、保全及び活用促進
旧市街地を特徴づける寺社林等の保存	・社寺林の保全 ・保存樹木、景観重要樹木等の指定検討 ・緑地協定等による景観木や生け垣等の保全

○筆の軸の形成・育成

緑化推進の方針	緑化推進施策
中小工場等事業所の敷地緑化	・緑地協定等による敷地緑化の推進 ・民地緑化に対する奨励金制度の創設
水と緑のネットワーク形成	・河川整備と連携した遊歩道整備 ・狭あい道路の緑道化、歩行者優先化の推進 ・都市農地及びため池の保全と活用

■緑化推進のイメージ

【整備前】

狭い道路空間に自動車と歩行者、自転車、バス等が混在するため、通行に支障をきたし、事故を誘発する危険性がある。



熊野町の顔となる中心市街地であるにも関わらず、電柱等が良好な景観を阻害している。

緑が少なく、閑散としたまちなか

【整備後】

歩道のタイル舗装（カラー舗装）化により、歩行者空間と道路空間をゆやかに分配し、歩きやすいまちなかを形成。



緑のカーテンやフラワーポット、パーゴラの設置等、誰にでも始めやすい手法により、民有敷地の緑化を促進する。

【整備前】

人口減少下でまちなかに増える空き地

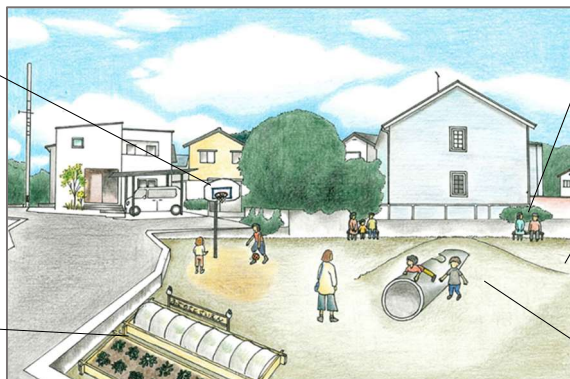


放っておけば荒廃化し、居住環境・景観の悪化、不法投棄など、近隣住民に悪影響を及ぼす可能性がある。

【整備後】

バスケットゴールを設置し、中高生の集いの場とする。

ミニ菜園として地域の交流を誘発する。



ベンチを置いて散歩の休憩場所とする。

民有の空き地を地域住民が集うことのできる空間へと活用する。

小山のある遊び場